

# 結婚新生活支援事業 補助対象フローチャート

○令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出またはパートナーシップ宣誓をし、夫婦双方の年齢が39歳以下 → 該当せず

○夫婦双方が勝山市に住民票を有し、居住している住所と一致 → 該当せず

○申請時から3年以上継続して勝山市に定住する誓約をする → 該当せず

○夫婦の前年度の合計所得が500万円未満

※該当となる場合あり

○夫婦双方（一方）が貸与型奨学金の返済を行っている → 該当せず

○夫婦共に勝山市の市税の滞納がない → 該当せず

○夫婦ともに暴力団等反社会的勢力または反社会的勢力関係者ではない → 該当せず

○過去にこの制度に基づく補助金や他の公的制度による家賃補助等を受けていない → 該当せず

○市が指定するライフデザイン支援講座等を受講を夫婦共に終了した → 該当せず

**対象になる可能性があります。こども課に相談してください**

